

# 規制影響分析書

平成21年3月

規制の名称	精神保健福祉士の養成に係る制度の見直し	
主管部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課	
関係部局・課室	社会・援護局福祉基盤課	
関連する政策体系		
基本目標	VIII	障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
施策目標	1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること
施策目標	1-1	障害者の地域における自立を推進するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
個別目標	1	地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること

## 1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

精神保健福祉士は、長期入院患者を中心とした精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う者として、その資格制度が精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）により創設された。

一方で、精神障害者の地域移行は十分に進んでおらず、社会復帰の支援において精神保健福祉士が担う役割は、一層大きくなっているところである。また、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の成立により、障害者の地域生活の支援の充実、就労への支援等が進展したことに伴い、これらの分野においても精神保健福祉士の職域は拡大し、求められる支援が多様化している。

このように、精神保健福祉士を取り巻く環境や求められる役割について変化が生じている精神障害者の新しいニーズに対応することができるよう、保健福祉系大学におけるカリキュラム等、精神保健福祉士の制度の在り方を見直し、その資質の確保及び向上を図る必要がある。

現状・問題分析に関連する指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	1年以上の入院期間の患者数（単位：万人）	—	—	23	—	
2	精神保健福祉士の登録者数（単位：人） ※ 各年度末現在	18,321	21,911	25,950	30,326	34,768
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、患者調査（平成17年）によるものである。						
・指標2は、(財)社会福祉・振興試験センターにおける登録状況調によるものである。						

## 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的	<p>保健福祉系大学においては、精神保健福祉士試験の受験要件となる指定科目の受講について、当該指定科目の科目名が規定されているのみで、教育内容、時間数等については、保健福祉系大学等の裁量に委ねられているところである。</p> <p>今般、精神保健福祉士の資質の確保及び向上を図るため、指定科目のうち実習・演習、厚生労働省令・文部科学省令（以下「省令」という。）において、時間数、教員の要件、実習施設などの基準を設けることとする。</p>
根拠条文	

3. 便益及び費用の分析

(1) 期待される便益

【精神障害者への便益】(便益分類：A)

保健福祉系大学においては、省令で規定されている一定の基準を満たした実習・演習に関する教育内容が制度的に担保されるようになるため、精神保健福祉士の資質の確保が図られ、質の高い支援を安定的に受けられるようになる。

【保健福祉系大学の学生への便益】(便益分類：A)

実習・演習等について一定の基準を満たした教育を受けることが可能となり、知識・技能の向上が図られる。

【保健福祉系大学の経営者への便益】(便益分類：A)

保健福祉系大学の経営者は、省令に基づき現在よりも質の高い精神保健福祉士を養成することになるため、精神保健及び精神障害者の福祉の教育に関する専門的な大学としての価値が高まる。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

(2) 想定される費用

【遵守費用】(費用分類：C)

保健福祉系大学の経営者は、省令で定められた内容に基づき、教員や実習施設等の確保に係る費用が発生する可能性がある。

【行政費用】(費用分類：C)

国において、省令の内容を定めるために、有識者等の意見を求めたり検討会を行う等の手続に関する費用が発生する。

【その他の社会的費用】(費用分類：B)

その他の社会的費用は発生しないと考えられる。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

(3) 便益と費用の関係の分析結果(規制の新設・改廃の総合的な評価)

保健福祉系大学や行政に対して、制度の見直しに伴う費用が発生するが、便益の面では、全ての者にとって有益な効果が見られる。このため、両者を比較考量すると、規制の新設は政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられる。

4. 代替案との比較考量

(1) 想定される代替案

教育内容、実習等の時間数などの基準について、省令上は何らの規定を設けずに、マニュアルにおいて規定することとする。

(2) 代替案の便益及び費用の分析

①期待される便益

【精神障害者への便益】(便益分類：B)

実習・演習に関する法的根拠のない保健福祉系大学の教育を経て精神保健福祉士となった者から受ける支援については、その支援内容に濃淡が生じる可能性がある。

【保健福祉系大学学生への便益】(便益分類：B)

大学がマニュアルを遵守する義務は課せられていないため、大学ごとに知識や技能の修得の程度に差が生じる可能性があり、確実な資質の確保を図ることは困難となる。

【保健福祉系大学の経営者の便益】(便益分類：B)

保健福祉系大学が、大学独自の方針で、マニュアルに規定されている基準の設定の要

否を判断するため、基準を設定しない場合は、精神保健及び精神障害者の福祉の教育に関する専門的な大学としての価値が十分に高まらない可能性がある。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

#### ②想定される費用

**遵守費用**（費用分類：C）

保健福祉系大学の経営者は、マニュアルの規定に基づき教員する場合には、これらに係る費用が生じる可能性がある。

**行政費用**（費用分類：C）

マニュアルを作成するための費用が生じる。

**その他の社会的費用**（費用分類：B）

その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

#### ③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規制との比較)

行政費用の面では、代替案の方が規制の新設よりも有効であるが、便益の面では、規制の新設と比べて、全ての者にとって便益が下がる。したがって、代替案をとるよりも、規制を新設することの方がより適切な手段であると考えられる。

#### 5. 有識者の見解その他関連事項

今般の法改正に当たっては、平成19年12月19日から厚生労働省に設置された、精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会において、全6回にわたり議論が行われ、平成20年10月21日に「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会（中間報告書）」がとりまとめられているところである。

本改正内容は、この検討会等での意見を反映した中間報告書にしたがったものであり、養成校、職能団体等各立場からの意見が十分反映されているものと考えている。

【精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会（中間報告書）】

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/10/s1021-4.html>

#### 6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。